

滋賀県個人情報保護審議会 の 会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 は公開の審議会として開催し、議題 2 以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

- 名 称 第 106 回滋賀県個人情報保護審議会
- 日 時 平成 28 年 6 月 28 日（火曜日）
午前 9 時 30 分から午後 0 時 10 分まで
- 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 - A 会議室
- 出席者 委 員：浮田麻里、近藤月彦、里内緑、仲野武志、松本哲治、毛利公一、
山田到史子
(敬称略、五十音順)
事務局：八田室長、青木室長補佐、林副主幹、大倉主査、山下主任主事
(県民活動生活課 県民情報室)

■ 議題

- 1 特定個人情報保護評価書に係る市町振興課からの追加説明について
 - ・平成 28 年 3 月 22 日開催の第 103 回個人情報保護審議会において、当審議会から県内各市町の窓口で取り扱っている個人番号カードの発行状況について質問を行ったため、市町振興課から当該質問に関して、以下の内容の報告を受けた。
 - ・個人番号カード発行管理システム障害時における、マイナンバーカードの交付状況や対応について、調査協力を行った 18 市町の取りまとめ結果をもとに、報告を受けた。
- 2 諮問第 15 号、第 25 号および第 26 号の確認について

県営住宅維持修繕執行伺書等に関して作成された文書の決裁等の過程を明らかにする文書の一部決定に対する異議申立て（諮問第 15 号）、県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメールに関し、メールサーバーに保管されている電子メールの記録等の不開示決定に対する異議申立て（諮問第 24 号）および措置入院に関する情報の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第 25 号）に係る答申の確定に関する事項について、確認を行った。

3 諮問第 32 号の審議について

児童記録の一部不開示決定に対する異議申立てについて、再度、答申の方向性について、審議を行った。

4 その他

- ・琵琶湖博物館のメール誤送信事案に関する報道資料提供があった旨、事務局から報告を受けた。
- ・今後の日程調整を行った。

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問い合わせ先 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813